

春日部市
都市計画法第32条に基づく
同意及び協議等に関する
事務処理要領
(公共下水道施設)

令和5年4月

上下水道部 施設管理課

春日部市都市計画法第32条に基づく
同意及び協議等に関する
事務処理要領

目 次

春日部市都市計画法第32条に基づく同意及び協議等に関する事務処理要領	P 1
○ 各 様 式	
様式第1号 都市計画法第32条の規定に基づく同意、協議申請書	P 4
様式第2号 都市計画法第32条の規定による開発行為施行同意書	P 5
様式第3号 工事着手届出書	P 6
様式第4号 中間検査依頼書	P 7
様式第5号 工事完了届出書	P 8
様式第6号 公共下水道施設完了検査証明書	P 9
様式第7号 地位承継承認申請書	P 10
様式第8号 地位承継承認通知書	P 11
○ 都市計画法第32条の規定に基づく同意、協議申請書の添付書類	P 12

春日部市都市計画法第32条に基づく公共下水道施設の同意及び協議等に関する事務処理について

(趣旨)

第1 本市(以下「市」という。)が管理する公共下水道施設について、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第32条の規定に基づく公共施設の管理者の同意及び協議に係る市の事務手続き等に関して、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(同意及び協議の申請)

第2 法第32条の規定による同意及び協議の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、都市計画法第32条の規定に基づく公共下水道施設に関する同意・協議申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の図書を添えて、市長に提出するものとする。ただし、同意申請と協議申請を同時に申請する場合は、同意申請に添付する図書を省略することができる。

- (1) 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例(平成24年条例第37号)第27条第1項の規定に基づく一般開発事業協議申請書の写し、または同条例第36条の規定に基づく小規模開事業申請書の写し
- (2) 公共下水道の処理区域外から下水を流入させるときは、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「下水道法」という。)第24条第1項の規定に基づく制限行為許可書の写し
- (3) 位置図
- (4) 区域図
- (5) 委任状
- (6) 公図写し
- (7) 土地利用計画図
- (8) 排水計画平面図
- (9) 縦断図
- (10) 断面図
- (11) 各種構造図
- (12) その他必要と認める図書

(申請書の審査及び受理)

第3 申請者から申請書の提出があったときは、申請書の受理について、次により処理するものとする。

- (1) 審査
 - ア 申請書の記載内容及び添付図書が適正な形式で具備されているかどうか。
 - イ 新たに設置する公共下水道施設について、下水道法、春日部市下水道条例(平成17年条例第156号)その他の関係法令等に規定する基準に適合しているかどうか。
- (2) 受理
 - ア 申請書及び添付図書の審査の結果受理することが適正と認められたときは、これを受理する。
 - イ 申請書及び添付図書に不備等があるときは、所要の指示をしたうえで再提出を求め、再提出を待って受理する。

(同意の通知)

第4 市長は、申請書の内容が適正と認められるときは、開発行為施行同意書（公共下水道施設）（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(協議の締結)

第5 市長は、法第32条の規定により開発行為により新たに設置される公共下水道施設があるときは、申請者と当該公共下水道施設の整備及び管理に関する協議書を締結するものとする。

(内容の変更)

第6 同意及び協議を行った後、申請内容に変更が生じたときは、改めて法第32条の規定による同意及び協議をするものとする。

2 第2から第5までの規定は、前項の申請内容の変更について準用する。

(工事の着手届等)

第7 申請者は、同意及び協議を行った公共下水道施設の工事（以下「工事」という。）に着手するときは、公共下水道施設工事着手届出書（様式第3号）に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

(工事の完了届等)

第8 申請者は、工事が協議書で定めた工程に達したときは中間検査依頼書（様式第4号）に、また工事が完成したときは公共下水道施設工事完了届出書（様式第5号）に必要な図書を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の届け出があったときは、工事が適正に施行されていることを確認するための検査を行い、適正であると認められるときは、公共下水道施設完了検査証明書（様式第6号）を交付するものとする。

3 市長は、前項の検査結果、適正に施行されていないときは所要の指示をし、当該是正がなされたときは再度検査を行うものとするものとする。

(同意・協議事項の地位の承継)

第9 第4に規定する同意の通知を受けた者から地位の承継を行おうとする者は、地位承継承認申請書（公共下水道施設）（様式第7号）に地位承継の事実を証する書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 第3の規定は、地位承継承認申請書の受理について準用する。

3 市長は、地位承継承認申請書の内容が適正と認められるときは、これを承認し、地位承継承認通知書（公共下水道施設）（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

4 第4の規定は、前項の規定により承認する場合にこれを準用する。

(その他)

第10 この事務手続きに定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この事務手続きは、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この事務手続きの施行の日の前日までに、市が締結した公共下水道施設の管理者の管理に関する協議書に基づきなされた手続その他の行為は、この事務手続きの相当規定によりなされたものとみなす。

春日部市長 へ

住 所

申請者 氏 名

電話番号

都市計画法第 3 2 条の規定に基づく公共下水道施設

に関する 同意 申請書
協議

都市計画法第 2 9 条の規定による開発行為を施行しますので、都市計画法第 3 2 条の規定に基づき 同意 協議 を受けたいので申請します。

記

開発区域に含まれる地域の名称	春日部市
開発区域の面積	m ²
予定建築物の用途	
予定建築物の使用別	自己用 非自己用

※都市計画法第 3 2 条第 2 項の規定に基づく協議申請が必要な場合に記入

新たに設置する公共施設				
公共施設の名称	概要	管理する者	施設の帰属	摘要

様

春日部市長

開発行為施行同意書（公共下水道施設）

年 月 日付で申請のあった開発行為施行同意申請書について、都市計画法第32条第1項により、公共下水道施設の管理者として同意します。

記

申請者	住所 氏名
開発区域に含まれる地域の名称	春日部市
開発区域の面積	m ²
予定建築物の用途	
(条件) <ul style="list-style-type: none"> ・春日部市下水道条例その他関係法令を遵守すること。 ・排水設備、下水道技術基準を厳守すること。 ・公共枿等の移管に同意すること。ただし、別途協議がある場合はこの限りではない。 ・開発行為に関する工事に起因して既設の下水道施設、道路構造物及び道路境界標等を破損した場合は、申請者の責任において原形復旧を行うこと。 ・開発行為の工事期間中の被害及び苦情が発生した場合は、責任をもって解決すること。 	

公共下水道施設工事着手届出書

年 月 日

春日部市長あて

住所
申請者
氏名

開発行為等に関する公共下水道施設の工事を着手しますのでお届けいたします。

設 置 場 所	春日部市
設 置 の 理 由	汚水排水処理をするため、既設置の公共下水道に接続。
下水道施設の規模種類等	管渠 φ L= m 人孔 号マンホール 基 取付管 φ カ所 公共枿 径 mm 基
完成予定年月日	年 月 日
施 工 者 名	
申請代理人の氏名 電話番号	
添 付 書 類	案内図、平面図、縦断図、取り付け断面図、その他必要な書類
開発行為施行同意書の年月日・番号	年 月 日 下受第 ー 号
開発行為許可承認等の年月日・番号	年 月 日 第 ー ー 号 開発面積= m ²

※これより下は記入しないこと。

受付番号 第 ー 号

受付年月日 年 月 日

処理分区

中間検査依頼書

年 月 日

春日部市長 へ

住 所

依頼者 氏 名

電話番号

さきに協議した開発行為に係る公共下水道施設の工事について、指定工程に達したので、公共施設の管理に関する協議書の規定により、下記のとおり中間検査を依頼します。

記

協議書締結日	年 月 日
協議書番号	第 号
開発区域に含まれる地域の名称	春日部市
開発区域の面積	m ²
予定建築物の用途	
中間検査を受けようとする指定工程の内容	
※ 検査日時	年 月 日・ 時 分
※ 検査員	
※ 検査結果等	

- 備考 1 依頼者は公共下水道施設の管理に関する協議書の申請者・同代理人・工事施行者のいずれでも可。
 2 ※印の欄には、記入しないこと。

公共下水道施設工事完了届出書

年 月 日

春日部市長あて

住所
申請者
氏名

開発行為等に関する公共下水道施設の完了検査を受けたいので、下記のとおり届出ます。
なお、検査完了後、公共下水道施設を市に帰属することについて異議ありません。

設 置 場 所	春日部市
設 置 の 理 由	汚水排水処理をするため、既設置の公共下水道に接続。
下水道施設の規模種類等	管渠 φ L= m 人孔 号マンホール 基 取付管 φ カ所 公共柵 径 mm 基
完成予定年月日	年 月 日
施 工 者 名	
申請代理人の氏名 電話番号	
添 付 書 類	案内図(2部)、平面図(2部)、縦断図(2部)、取り付け断面図(2部)、 その他必要な書類
開発行為施行同意書の年月日・番号	年 月 日 第 一 号
開発行為許可承認等の年月日・番号	年 月 日 第 一 一 号 開発面積= m ²

※これより下は記入しないこと。

着手受付年月日・番号	年 月 日 第 一 号
検査予定年月日	年 月 日

公共下水道施設完了検査証明書

完検下第 号

年 月 日

様

春日部市長

下記の公共下水道施設は、 年 月 日 検査の結果、下水道技術基準に適合していることを証明します。

なお、本証の写しを排水設備等工事完了届及び公共下水道使用開始等届出書に添付してください。

記

1 開発行為等の
承認年月日・番号

2 所在地

3 特記事項

様式第7号

地位承継承認申請書（公共下水道施設）

年 月 日

春日部市長 へ

申請者 住所

氏名

年 月 日付け第 号の都市計画法第32条の規定による開発行為施行同意書に係る地位の承継の承認を申請します。

記

- 1 開発行為施行同意書を受けた者の住所及び氏名

住所
氏名

- 2 地位承継に係る権原を取得した年月日

年 月 日

- 3 取得した権限の内容

添付図書

登記事項証明書（法人の場合）、地位承継の事実を証する書類

様

春日部市長

地位承継承認通知書（公共下水道施設）

年 月 日付けで申請のあった地位の承継について、承認します。

記

1 地位承継承認申請者の住所及び氏名

住所
氏名

2 都市計画法第32条の規定による開発行為施行同意書

年 月 日付け 第 号

3 地位承継に係る権原を取得した年月日

年 月 日

4 取得した権限の内容

都市計画法第32条の同意、協議申請について

●都市計画法第32条の規定に基づく同意、協議申請の有無

開発行為	同意申請について
専用住宅 (公共下水道の供用開始区域内)	省略することができる
専用住宅 (公共下水道の供用開始区域外流入が必要)	必要
専用住宅以外	必要

○32条の規定に基づく協議について、公共枿及び本管接続の軽微な工事の場合、協議については省略することが出来る。

●都市計画法第32条の規定に基づく同意、協議申請書の添付書類(申請書に下記部数添付)

添付書類	同意申請			同意及び協議申請			
	起案用	控え 申請者	添付用 開発申請	起案用	控え 申請者	添付用 開発申請	締結用 協議
(1) 一般開発事業協議申請書(写し) または、小規模開事業申請書(写し)	正1	副1	副2	正1	副1	副2	—
(2) 制限行為許可書(写し) ※区域外流入の場合	正1	副1	—	正1	副1	—	—
(3) 位置図	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1
(4) 区域図	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1
(5) 委任状	正1	副1	—	正1	副1	—	—
(6) 公図写し	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1
(7) 土地利用計画図	正1	副1	副2	正1	副1	副2	正1・副1
(8) 排水計画平面図	正1	副1	副2	正1	副1	副2	正1・副1
(9) 縦断図 (下水道台帳と整合する高さとする)	正1	副1	副2	正1	副1	副2	正1・副1
(10) 断面図	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1
(11) 各種構造図	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1
(12) その他必要と認める図書	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1